

確定申告期限の柔軟な取扱いについて
— 4月17日（金）以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長いたしました。

期限を延長した結果、確定申告会場の混雑は例年に比べかなり緩和されています。

各確定申告会場においては、感染防止に万全の措置を講じております。また、ご来場いただいた納税者の皆さまには、マスクの着用やアルコール消毒液の利用をはじめとした感染予防にご協力をいただいております。確定申告会場での感染はこれまで確認されておりません。

申告実績を見ると、自宅からの e-Tax による申告の増加などもあり、既に昨年の約9割の申告がなされています。

今後とも、申告相談に当たっては、感染リスクの防止を更に徹底してまいります。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4月17日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax などの手段をご用意しています。ぜひ利用いただくよう、お勧めします。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

- ・ [4月17日（金）以降の申告・納付の対応について](#)
- ・ [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（PDF/708KB）](#)
- ・ [（4月17日以降に申告をされる方へ）4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします（PDF/101KB）（令和2年4月6日）](#)
- ・ [（振替納税をご利用の方へ）口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります（令和2年3月11日）](#)

令和元年分 山林所得の申告のしかた(記載例)

はじめに

- 確定申告書には、**申告書A**と**申告書B**がありますが、山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)と併せてご覧ください。
- 令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和2年2月17日(月)から同年3月16日(月)まで**です。なお、還付申告書は、令和2年2月14日(金)以前でも提出できます。
 - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。(郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限(令和2年3月16日(月))**内となるよう、お早めにご送付ください。)
 - また、**e-Tax**ソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
 - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月24日(月)**と**3月1日(日)**に限り**日曜日・祝日等**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成29年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和元年分の消費税の課税事業者に該当します。
 - ・ 平成29年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成30年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**令和元年分の消費税の課税事業者**に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
この場合、**令和2年3月31日(火)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。
消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。
 - ・ 令和元年10月1日から消費税率の引上げに合わせて**軽減税率制度が実施**されました。
軽減税率制度の詳細については、軽減税率制度についてのチラシやパンフレットのほか、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」などをご参照ください。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「山林所得のあらまし」などを掲載しています。(ページ)
 - (1) 確定申告書の記載手順…………… 2～3
 - (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース…………… 4～13
 - (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース…………… 14～15
 - (4) 【参考1】令和元年分 山林所得のあらまし…………… 16～21
 - (5) 【参考2】山林所得に対する所得税の税額表など…………… 22～23



復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください！！

平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。
確定申告書の作成に当たっては、**復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください。**

再差引所得税額 (基準所得税額) (93-93)	④0	727000
復興特別所得税額 (④0×2.1%)	④1	15267
所得税及び復興特別所得税の額 (④0+④1)	④2	742267



**記入方法は、2、13ページ
をご覧ください。**

確定申告書の記載手順

- 「確定申告書」は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】(4ページから13ページ)に基づいて作成した「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」を示して、申告書の記載手順を説明します。
- 記載手順は、矢印と番号(①から⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、4ページから15ページをご覧ください。
 なお、「確定申告書」の作成に先立って、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を作成します。

(記載した部分は、便宜上、青色で印刷しています。)

記載手順

- ① 「山林所得収支内訳書(4～5、14～15)」
- ② 第一表の収入金です。(6～7ページ)
- ③ 第二表を作成し第二表は、②及び(第二表の記載例)
- ④ 第一表の所得かます。(9ページ)
- ⑤ 第三表の山林の書き込み。(10～11ページ参照)
- ⑥ 第三表の税金の(12ページ参照)
- ⑦ 第一表の税金の書き込み。(13ページ参照)

申告書B第二表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA0079

FA0125

令和01年2月17日 税務署長 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-10

フリガナ オオサカ タロウ

氏名 大阪 太郎

性別 男

職業 会社員

生年月日 3 37 11 09

電話番号 XXX-XXXX-XXXX

世帯主の氏名 大阪太郎

世帯主との続柄 本人

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税金
事業等収入 ⑦	26	000	000
不動産収入 ⑧	27	727000	727000
配当収入 ⑨	28	000	000
雑収入 ⑩	29	000	000
給付金等 ⑪	30	6700000	6700000
その他 ⑫	31	000	000
総合課税 ⑬	32	000	000
所得金額合計 ⑭	33	727000	727000
社会保険料控除 ⑮	34	727000	727000
小規模企業共済等掛金控除 ⑯	35	15267	15267
生命保険料控除 ⑰	36	742267	742267
地震保険料控除 ⑱	37	000	000
寡婦・寡夫控除 ⑲	38	000	000
勤労学生・障害者控除 ⑳	39	000	000
配偶者(特別)控除 ㉑	40	000	000
扶養控除 ㉒	41	000	000
基礎控除 ㉓	42	380000	380000
⑩から㉓までの計 ㉔	43	1060000	1060000
雑損控除 ㉕	44	000	000
医療費控除 ㉖	45	000	000
寄附金控除 ㉗	46	000	000
合計 ㉘	47	1060000	1060000
復興特別所得税額 ㉙	48	15267	15267
所得税及び復興特別所得税の合計 ㉚	49	742267	742267
源泉徴収税額 ㉛	50	255700	255700
申告納税額 ㉜	51	486500	486500
予定納税額 ㉝	52	000	000
第3期分納める税金 ㉞	53	486500	486500
延納届出額 ㉟	54	000	000
配偶者の合計所得金額 ㊱	55	000	000
青色申告特別控除額 ㊲	56	000	000
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊳	57	000	000
未納付の源泉徴収税額 ㊴	58	000	000
本年分で差し引く繰越損失額 ㊵	59	000	000
平均課税対象金額 ㊶	60	000	000
変動・臨時所得金額 ㊷	61	000	000
申告期限までに納付する金額 ㊸	62	000	000
延納届出額 ㊹	63	000	000

復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく!!

復興特別所得税額 (㉙) × 2.1%

【事例1】山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和元年11月14日に2,500万円売却しました。

この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が798万円かかりました。

私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

1 「山林所得収支内訳書（計算明細書）」を作成します。

あなたが、消費税の課税事業者該当する場合、この「山林所得収支内訳書（計算明細書）」は、「課税事業者用」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご使用ください。

なお、その場合の記載方法は、14～15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合を書いてください。

山林所得収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオカ 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
		譲渡者住所 税理士	氏名	電話番号 ()
特例適用条文		合計	内訳	
譲渡した山林の明細			措法 30 条	措法 条
所在地番			K市〇〇町××1228	
面積	皆伐・間伐区分		3.2ヘクタール	皆伐・間伐
樹種	樹齢		杉 60年	
			ひのき 80年	
本数	数量		本 3,000	本 m ³
譲渡住所又は所在地			K市〇〇町××1-2-3	
先氏名又は名称			〇〇製材(株)	
譲渡した年月日			R元年 11月 14日	年 月 日
譲渡山林を植木・購入した時期			年 月 日	年 月 日
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A 25,000,000 円	25,000,000 円	円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	7,980,000 円	7,980,000 円	円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	円	円	円
計(②+③)	④	7,980,000 円	7,980,000 円	円
差引(①-④)	⑤	17,020,000 円	17,020,000 円	円
取得費、管理費など				
概算経費率による場合				
概算経費率の適用を受ける場合	⑥	8,510,000 円	8,510,000 円	円
植林費、取得に要した経費	⑦	円	円	円
管理費その他の育成費用	⑧	円	円	円
⑦以外の専従者控除額	⑨	円	円	円
計(⑦+⑧+⑨)	⑩	円	円	円
被災事業用資産の損失の金額(保険金等が補填される部分を除く。)	⑪	円	円	円
必要経費(④+⑥又は⑩)+⑪	⑫	16,490,000 円	16,490,000 円	円
山林計画特別控除(注1)				
概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する。	⑬	円	円	円
収入金額基準額(注2)で計算した金額を記載する。	⑭	円	円	円
所得基準額(⑤×50%-⑩)	⑮	円	円	円
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	円	円	円
差引金額(⑫-⑯)	⑰	8,510,000 円	8,510,000 円	円
特別控除額	⑱	500,000 円		
山林所得金額	⑲	B 8,010,000 円		

(注) 1 「山林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

【事例 1】の解説

- この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、**山林所得**となります。
 また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成16年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「**概算経費控除の特例**」(18ページ参照)を適用することができます。
 山林所得の金額の計算は、左記のように「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

	必要経費				
収入金額(譲渡価額)	-	(伐採費などの譲渡費用	+ 取得費、管理費などの概算経費の額	- 特別控除額	山林所得金額
25,000,000円		7,980,000円	8,510,000円	500,000円	= 8,010,000円

- 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。
 なお、山林の売却などにより**合計所得金額**(7、10ページ参照)が**1,000万円を超える場合には、「配偶者(特別)控除」の適用を受けることはできません**(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)
 したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「**配偶者特別控除**」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。
 この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、**486,500円**となります。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます(18ページから21ページ参照)。
 例えば、「**概算経費控除の特例**」(措法30条)、「**森林計画特別控除の特例**」(措法30条の2)などがあります。
 この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

譲渡代金の総額を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用(譲渡費用)の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。
 なお、お売りになった山林を平成16年12月31日以前から所有していた場合には、「**概算経費率**」による方法(「**概算経費控除の特例**」)で計算することができます。
 詳しくは、18ページを参照してください。
 この事例では、「**概算経費率**」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようになります。

譲渡価額の総額(収入金額)	-	伐採費などの金額	× 概算経費率	=	概算経費率による場合の 取得費、管理費などの金額
(25,000,000円)		(7,980,000円)	× 0.5		= 8,510,000円

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。
 詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。
特別控除額は、500,000円(ただし、「**⑰差引金額**」欄の金額を限度とします。)です。
 なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「**青色申告特別控除**」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「**青×××円**」と二段書きしてください(14ページ参照)。

② 第一表の **収入金額等** と **所得金額** の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き **確定申告書B用**」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

提出先や申告年分などを書いてください。

○□には「1」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。

なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 **1**、大正 **2**
昭和 **3**、平成 **4**
令和 **5**

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄の()内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所以外で申告する場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「2」と書き、令和2年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

申告書B第一表(上部)

令和 2 年 2 月 17 日 令和 0 1 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-10

個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

フリガナ オオサカ タロウ

氏名 大阪 太郎

性別 男

職業 会社員

生年月日 3 3 7 1 1 0 9

住所(又は事業所・事務所・居所など) 同上

収入金額等	所得金額	税	金	の	計	算
事業所得等 ⑦		課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の②に対する税額又は第三表の②	26			000
業農 業 ①		配当控除 (区分)	27			
不動産 ②		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 (区分)	28			00
利子 ③		控除等控除等特別控除 (区分)	29			
配当 ④		住宅取得等特別控除 (区分)	30			
給与 ⑤	6700000	災害減免額 (区分)	31			
雑 ⑥		再索引所得税額(基準所得税額) (区分)	32			
総合課税・一時 ⑧		復興特別所得税額 (④×2.1%)	33			
合計 ⑨	4830000	所得税及び復興特別所得税の額 (②+④)	34			
		外国税額控除 (区分)	35			
		源泉徴収税額	36			
		申告納税額 (②-③-④)	37			
		予定納税額 (第1期分・第2期分)	38			
		の税額 (⑤-⑥)	39			00
		還付される税金	40			
		配偶者の合計所得金額	41			
		専従者給与(控除)額の合計額	42			

第一表 (令和元年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

第三表⑨欄へ(12ページ)

収入金額等 所得金額

該当する各種所得の収入金額等と所得金額を書いてください。
 なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。
 この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。
 書き方については、7ページで説明しています。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩欄から⑱欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記しています。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(一部の保険料や掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)

⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑫ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

⑬ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**地震保険料**と**旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〒 Y市〇〇町1-10
氏名 オオサカ タロウ

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収額
給与	(株)〇〇商事 F市△△町7-3-14	6,700,000	255,700

④④ 源泉徴収額の合計額 255,700

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	引金額

第一表④④欄へ(13ページ)

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	生年月日	従事月数・程度	従事の内容	専従者給与(控除)額

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	別居の場合の住所	納付方法

○ 非課税所得など

非課税所得など	所得金額	損益通算の適用前所得	前年中の開(廃)業

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		⑪ 小規模企業共済等掛金	
		⑫ 介護医療保険料	
		⑬ 生命保険料	
		⑭ 地震保険料	
合計		合計	

新生命保険料の計	旧生命保険料の計

新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計

介護医療保険料の計	旧長期損害保険料の計

地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

配偶者(専夫)控除	勤労学生控除
<input type="checkbox"/> 配偶者(専夫)控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除
<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 生死不明
<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未婚
<input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> 未帰還

氏名	配偶者の氏名	生年月日	配偶者控除
			<input type="checkbox"/> 配偶者控除

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

氏名	生年月日	控除額

「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」(9ページ参照)を受けられる場合には、配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)などを書いて、該当する欄をチェックしてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の**合計所得金額(7,10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」の適用ができませんので、「⑰～⑱配偶者(特別)控除」欄は記載しません。**

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」のにを記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」のにを記入してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	⑩	580,000
小規模企業共済等掛金控除	⑪	
生命保険料控除	⑫	50,000
地震保険料控除	⑬	50,000
寡婦、寡夫控除	⑭	0
勤労学生、障害者控除	⑮～⑯	0
配偶者(特別)控除	⑰～⑱	0
扶養控除	⑲	0
基礎控除	⑳	380,000
⑩から㉑までの計	㉑	1,060,000
雑損控除	㉒	
医療費控除	㉓	
寄附金控除	㉔	
合計	㉕	1,060,000

所得から差し引かれる金額

第三表㉕欄へ(12ページ)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

⑰～⑱ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和元年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和元年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の17ページを参照してください。

- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑰～⑱欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、配偶者特別控除の適用は受けられません。

⑲ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

扶養控除の額は「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の17ページを参照してください。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成16年1月1日以前に生まれた方(年齢16歳以上の方)のことです。

⑳ 基礎控除

基礎控除の金額は、**38万円**です。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

オオサカ タロウ
大阪 太郎

給料・賞与	6,700,000	4,830,000	1,440,000	255,700
社会保険料	380,000			
基礎控除	580,000	50,000	50,000	

F市△△町7-3-14
株式会社 〇〇商事

☞ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように転記することができます。

- ※ ⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
関与税理士住所		氏名	電話番号	()
特例適用条文		合計	内 訳	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番 面積 樹種 本数		措法 30 条	措法 条
	皆伐・間伐の区分 樹齢 数量		K市〇〇町××1228	
	譲渡先住所又は所在地 氏名又は名称 譲渡した年月日 譲渡山林を植林・購入した時期		ヘクタール 3.2 皆伐・間伐 杉 60年 ひのき 80年 本 3,000 m ³	ヘクタール 皆伐・間伐 年 本 m ³
			K市〇〇町××1-2-3	
			〇〇製材(株)	
			R元年 1 月 14 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A 25,000,000 円	25,000,000 円	円
伐採費など	②	7,980,000 円	7,980,000 円	円
	③			円
	④	7,980,000 円	7,980,000 円	円
差 引 (① - ④)	⑤	17,020,000 円	17,020,000 円	円
取得費、管理費など	⑥	8,510,000 円	8,510,000 円	円
	⑦			円
	⑧			円
	⑨			円
	⑩			円
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)	⑪			円
必要経費 ④+(⑥又は⑩)+⑪	⑫	16,490,000 円	16,490,000 円	円
森林計画特別控除(注1)	⑬			円
	⑭			円
	⑮			円
	⑯			円
差 引 金額 ①-⑫-⑬又は⑯	⑰	8,510,000 円	8,510,000 円	円
特別控除額	⑱	500,000 円		
山林所得金額	⑲	B 8,010,000 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)
(平成28年分以降用)

6 第三表の「税金の計算」の箇所を書きます。

第一表の「所得金額」〔⑨合計〕欄に記載した金額（6ページ参照）と「所得から差し引かれる金額」〔②⑤合計〕欄に記載した金額（9ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,060,000円)が⑨欄の金額(4,830,000円)から引ききれれていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑩欄に書き、⑥⑧欄の金額は、そのまま⑦⑩欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「5 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円 (⑦⑩欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 山林所得金額に対する税額
8,010,000円 × 0.05 = 400,500円 (⑧④欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課税 金額	短期譲渡	一般分	⑤⑨						
		軽減分	⑥⑩						
	長期譲渡	一般分	⑥⑪						
		特定分	⑥⑫						
		軽減分	⑥⑬						
		一般株式等の譲渡	⑥⑭						
		上場株式等の譲渡	⑥⑮						
		上場株式等の配当等	⑥⑯						
		先物取引	⑥⑰						
		山林	⑥⑱				8010000		
	退職	⑥⑲							
税金 の 計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨					4830000		
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の②⑤)	②⑤					1060000		
	⑨ 対応分	⑦⑩					3770000		
	⑤⑨ 対応分	⑦⑪						000	
	⑥⑩⑬ 対応分	⑦⑫						000	
	⑥⑭⑮ 対応分	⑦⑬						000	
	⑥⑯ 対応分	⑦⑭						000	
	⑥⑰ 対応分	⑦⑮						000	
	⑥⑱ 対応分	⑦⑯						8010000	
	⑥⑲ 対応分	⑦⑰							000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩					326500		
	⑦⑪ 対応分	⑦⑪							
	⑦⑫ 対応分	⑦⑫							
	⑦⑬ 対応分	⑦⑬							
	⑦⑭ 対応分	⑦⑭							
	⑦⑮ 対応分	⑦⑮							
	⑦⑯ 対応分	⑦⑯						400500	
⑦⑰から⑦⑲までの合計 (申告書B第一表の②⑤に転記)	⑦⑰						727000		

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

税及び別所得税の確定申告書B		FA0125
人番号	××××△△△△○○○○	第一表
フリガナ	オオサカ タロウ	(令和元年分以降降用)
氏名	大阪 太郎	(復興特別所得税の記入を忘れなく。)
性別	男	職業
職業	会社員	世帯主の氏名
世帯主の氏名	大阪太郎	世帯主との続柄
世帯主との続柄	本人	
生年月日	3 3 7 1 1 0 9	電話番号
電話番号	×××-△△△-○○○○	
国出損失修正の特典の表示		整理番号
課税される所得金額(⑨-⑳)又は第三表上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	000	26
配当控除	727000	27
区分		28
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	00	29
区分		30
政党等寄附金等特別控除		㉑~㉓
住宅耐震改修特別控除		㉔~㉖
住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除		㉗~㉙
差引所得税額(㉑-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	727000	38
災害減免額		39
再差引所得税額(基準所得税額)	727000	40
復興特別所得税額(㉑×2.1%)	15267	41
所得税及び復興特別所得税の額(㉑+㉑)	742267	42
外国税額控除		43
源泉徴収税額	255700	44
申告納税額(㉑-㉑-㉑)	486500	45
予定納税額(第1期分・第2期分)		46
第3期分納める税金の税額	486500	47
還付される税金	△	48
配偶者の合計所得金額		49
専従者給与(控除)額の合計額		50
青色申告特別控除額		51
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		52
未納付の源泉徴収税額		53
本年分で差し引く繰越損失額		54
平均課税対象金額		55
変動・臨時所得金額		56
延届納の出		
申告期限までに納付する金額	00	57
延納届出額	000	58

転記します。

「㉑配当控除」、「㉒(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「㉓~㉔政党等寄附金等特別控除」、「㉕~㉖住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合を書いてください。

38 差引所得税額
27欄に転記した税額から28欄、29欄、30欄、31~33欄、35~37欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

40 再差引所得税額(基準所得税額)
38欄の金額から「39災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

41 復興特別所得税額、
42 所得税及び復興特別所得税の額
40欄の金額に2.1%を乗じた金額を41欄に書いてください。
また、40欄の金額と41欄の金額の合計額を42欄に書いてください。

44 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「44源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

45 申告納税額
42欄の金額から「43外国税額控除」、「44源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出
第一表の「47納める税金」の2分の1以上の金額を令和2年3月16日(月)までに納付することにより、その残額を、令和2年6月1日(月)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。

【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和元年9月17日に7,560万円（内、消費税（地方消費税を含みます。）560万円）で売却しました。

この山林の所在地は、Y市〇〇町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,236,600円（内、消費税2,091,600円）かかりました。

私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

（注）この事例では、山林を伐採して売却した日並びに伐採及び運搬に係る作業が完了した日における消費税の税率は、いずれも8%です。

「山林所得収支内訳書（計算明細書）【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書（計算明細書）」の記載方法は、4～5ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合を書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円（ただし、「⑫差引金額」欄の金額を限度とします。）です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」（18ページ参照）がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「青×××円」と二段書きしてください。

山林所得収支内訳書（計算明細書）		住所 H市〇〇町11-2	氏名 （フリガナ） 弘島 一郎	電話番号 （〇〇） △△△-××××
課税事業者用		住所 H市〇〇町11-2	氏名 弘島 一郎	電話番号 （〇〇） △△△-××××
消費税等の経理方式	特例適用条文	税込・税抜	30	条
譲渡した山林の所在地番	面積	伐採・間伐の区	面積	伐採・間伐
Y市〇〇町1230	4.3	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
樹種	樹齢			
ひのき	60	年		年
本数	数量			
3,900	m ³			m ³
譲渡した山林の住所又は所在地	先氏名又は名称			
Y市〇〇町6-7	(株)〇〇製材所			
譲渡した年月日				
R元年 9月 17日				
譲渡価額の総額（収入金額）	①	75,600,000	円	(5,600,000) 75,600,000
総収入金額に算入される消費税等の額	②		円	
計（①+②）	③	A 75,600,000	円	75,600,000
伐採費と運搬費	④	28,236,600	円	(2,091,600) 28,236,600
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤		円	
計（④+⑤）	⑥	28,236,600	円	28,236,600
差引（①-⑥）	⑦	47,363,400	円	47,363,400
概算経費の額（⑦×50%）	⑧	23,681,700	円	23,681,700
概算経費のうち、取得に要した経費	⑨		円	
管理費その他の育成費用	⑩		円	
⑤以外の専従者控除額	⑪		円	
計（⑨+⑩+⑪）	⑫		円	
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補填される部分を除く。）	⑬		円	
必要経費 ⑥+(⑧又は⑫)+⑬	⑭	51,918,300	円	51,918,300
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	3,508,400	円	3,508,400
計（⑭+⑮）	⑯	55,426,700	円	55,426,700
概算経費率の適用を受ける場合（注2）で計算した金額を記載する。）	⑰		円	
概算経費率の適用を受けない場合 ⑱と⑲のうち低い方の金額	⑲		円	
差引金額 ⑳	⑳	20,173,300	円	20,173,300
特別控除額（注3）	㉑	青 100,000 500,000	円	
山林所得金額	㉒	B 19,573,300	円	

（注）1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。

2 ⑰の金額が200万円以下のときは「⑰×20%」、⑰の金額が200万円超のときは「⑰×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

（資7-6-2-A4統一）
（平成28年分以降用）

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18ページから21ページ参照）。

例えば、「**概算経費控除の特例**」（措法30条）、「**森林計画特別控除の特例**」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

消費税の経理方式として「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

この事例では、「**税込経理方式**」を適用していますので、消費税込みの譲渡代金**75,600,000**円(内、消費税の額**5,600,000**円)を書きます。

なお、譲渡代金に含まれる消費税の額は、()書で①欄の上段に書いてください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

この事例では、「**税込経理方式**」を適用していますので、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額**28,236,600**円(内、消費税の額**2,091,600**円)を書きます。

なお、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、()書で④欄の上段に書いてください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の()内の金額5,600,000円と④欄の()内の金額2,091,600円との差額である消費税の納付額**3,508,400**円(100円未満切捨て)を書きます。

消費税の経理方式について「**税抜経理方式**」を適用している場合において、③年末現在の仮受消費税の金額と仮払消費税の金額との差額と消費税の納付額又は還付額との差額が生じたときや、⑥課税仕入れに係る消費税額のうち、消費税の税額控除をすることができない金額(控除対象外消費税額)があるときは、②欄又は⑤欄に記載することとなります。詳しくは税務署にお尋ねください。

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の記載のしかたについては、【**事例1**】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。

令和元年分

山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要**や**計算のしかた**について説明しています。
4～15 ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 山林所得の範囲	17
II 所得税が課税されない山林所得	17
III 山林所得の金額の計算方法	18
IV 山林所得の税金が軽減される特例	20

山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22 ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)もかかります**。
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14ページ参照。国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

I 山林所得の範囲

1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得**になります。

※ 山林を取得してから5年以内に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

(1) 次の事由により、山林の移転があった場合

イ 法人に対する贈与や遺贈、時価の2分の1未満の価額による譲渡

ロ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈(個人に対するものに限ります。)

(2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合

(3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合

(4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合

(5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合

(6) 経営管理実施権の設定を受けた林業経営者(経営管理権の設定を受けた市町村)が山林を伐採し、木材の販売収益が発生した場合

※ 1 上記(1)及び(2)は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。

2 上記(6)の販売収益については、森林所有者の山林所得として課税されます。

II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が5年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じても、**その損失はなかったもの**とされます。

1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合

2 山林を相続税の物納に充てた場合

3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林(山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。)を譲渡した場合

記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち山林所得、不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う**全ての方**は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載しなければなりません。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類は**保存しなければなりません**。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

Ⅲ 山林所得の金額の計算方法

山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\begin{array}{c}
 \text{収入金額※} \\
 - \\
 \text{必要経費} \\
 - \\
 \text{山林所得の特別控除額 (50万円)} \\
 - \\
 \text{青色申告特別控除額}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \left[\begin{array}{l} \text{(収入金額-必要経費)} \\ \text{の額が限度額} \end{array} \right] \\
 \left[\begin{array}{l} \text{青色申告者について} \\ \text{10万円以内の一定額} \end{array} \right] \\
 =
 \end{array}
 \text{山林所得の金額}$$

※ 令和元年分の山林所得の収入金額は、令和元年(平成31年)中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林(所有期間が5年を超えるもの)に限ります。)の譲渡代金の合計額ですが、次の点に注意してください。

- 1 令和元年(平成31年)中に譲渡した山林…… 売買契約などに基づいて、令和元年(平成31年)中に買主などに引き渡した山林ですが、令和元年(平成31年)中に引渡し済んでいない山林であっても、令和元年(平成31年)中に売買契約の効力が生じているものは、令和元年(平成31年)中に譲渡した山林として申告することができます。
- 2 未収入金…… 令和元年(平成31年)中に譲渡した山林の譲渡代金を令和元年(平成31年)中に受け取っていない場合でも、未収入金を含めた譲渡代金の全部が令和元年分の収入金額になります。

参考1

令和元年分の山林所得の収入金額から控除される必要経費の計算方法には、次の1及び2の方法があります。

1 原価計算による方法

令和元年分の山林所得の必要経費は、令和元年(平成31年)中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です(「参考事項1」19ページ参照)。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額」と②「その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額」との合計額になります。

なお、令和元年(平成31年)中に支出したこれらの費用であっても、令和元年(平成31年)中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、令和元年分の必要経費にはなりません。

2 「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕

平成16年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます(「参考事項2」19ページ参照)。

$$\left(\begin{array}{c} \text{山林の譲渡} \\ \text{収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} \right) \times 50\% + \begin{array}{c} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} + \begin{array}{c} \text{被災事業用資産} \\ \text{の損失の金額} \end{array}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□」内に「30」[※]と記入してください。

50万円の山林所得の特別控除があります((収入金額-必要経費)の額が限度額)。

注 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の森林計画特別控除や、収用などにより山林を譲渡した場合の5,000万円の特別控除があります(20、21ページ参照)。

青色申告者は、必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額(最高10万円)を青色申告特別控除額として控除することができます。

- 1 10万円-(不動産所得や事業所得から控除した青色申告特別控除額)
- 2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額(山林所得の特別控除後の金額)

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高65万円の特別控除とがありますが、65万円の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高65万円を控除できることとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり65万円の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

必要経費

特別控除額

山林所得の金額

譲渡価額(収入金額)

参考事項 1

【原価計算による方法の必要経費(18ページ)について】

○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人件費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人件費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 令和元年(平成31年)中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額(保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。)です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

(イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。

※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

(ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 平成30年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{平成30年分の山林所得の金額}}{\text{平成30年分の各種所得の金額の合計額}} \\ (\text{給与所得、退職所得を除きます。})$$

※ 山林を延払条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

(ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限ります。

(ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者(白色申告者に限ります。)と生計を一にする15歳以上の親族で、令和元年(平成31年)中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者(以下「事業専従者」といいます。)がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうち**いずれか低い方**の金額です。

A 50万円(その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円)

B (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人件費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

参考事項 2

【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕の必要経費(18ページ)について】

(1) 平成17年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成16年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

(2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人件費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費(「参考事項1」の(3)、(4)参照)は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額(「参考事項1」の(ハ)、(ニ)参照)は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

(3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について令和元年(平成31年)中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には3年以内)に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

IV 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。

しかし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

(1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいずれか低い方の金額(「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が「森林計画特別控除額」として控除されます。

イ 収入金額基準額

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和元年(平成31年)中に譲渡したこの} \\ \text{特例の適用がある山林の収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} \right) = A$$

① Aの金額が2,000万円以下のとき $A \times 20\%$

② Aの金額が2,000万円を超えるとき $A \times 10\% + 200 \text{万円}$

ロ 所得基準額

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和元年(平成31年)中に譲渡したこの} \\ \text{特例の適用がある山林の収入金額} B \end{array} - \begin{array}{l} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} \right) \times 50\% \\ - \left\{ \begin{array}{l} B \text{ に対応する部} \\ \text{分の必要経費} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{伐採費・譲渡} \\ \text{に要した費用} \end{array} + \begin{array}{l} B \text{ に対応する部分の被災} \\ \text{事業用資産の損失の金額} \end{array} \right) \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、令和元年(平成31年)中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときなどは、この特例が受けられなくなります。

(2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□条□」内に「30条2」と記入するとともに、次の書類を申告書に添付して提出してください。

イ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがるときは農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

ニ 森林経営計画書の写し

2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例又は(2)代替資産を取得した場合の課税の特例の**いずれか一方**の特例の適用を受けることができます。

(1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に取り戻しなどの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額(特別控除額50万円を控除する前の金額)から5,000万円(山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額)が控除されます。

(2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。

また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

しかし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます(19ページ「**参考事項1**」の(5)の口の(イ)参照)。

4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「必要経費」欄の上段に、その求償権の行使ができなくなった金額(「**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算します。)を「**保×××円**」と記載し、併せて「**申告書第三表(分離課税用)**」の【**特例適用条文**】欄の「**所法**」を「**○**」で囲み「**□□□条□項**」内に「**64条2項**」と記載してください。

しかし、次の場合にはこの特例は適用されません。

(1) **事業の遂行上生じた保証債務を履行するために山林を譲渡した場合**

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます(19ページ「**参考事項1**」の(5)の口の(イ)参照)。

(2) **山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合**

【参考 2】

1 山林所得に対する所得税の税額表

- 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額		(申告書第三表②欄の金額)	A
		円	

A 課税される山林所得金額	B 所得税の税率	C 控除額	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ~ 9,749,000円	0.05(5%)	0円	(A × B - C)
9,750,000円 ~ 16,499,000円	0.1(10%)	487,500円	
16,500,000円 ~ 34,749,000円	0.2(20%)	2,137,500円	
34,750,000円 ~ 44,999,000円	0.23(23%)	3,180,000円	
45,000,000円 ~ 89,999,000円	0.33(33%)	7,680,000円	
90,000,000円 ~ 199,999,000円	0.4(40%)	13,980,000円	
200,000,000円 ~	0.45(45%)	23,980,000円	
			円
			(申告書第三表④欄へ)

- 注 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。
 $40,000,000円 \times 0.23(23\%) - 3,180,000円 = \underline{6,020,000円}$

2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額	円	D
配偶者の合計所得金額	円	E

○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書B第一表の所得から差し引かれる金額〔⑰～⑱ 配偶者（特別）控除〕欄へ転記します。
 なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「⑰～⑱ 配偶者（特別）控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

	あなた（居住者）の合計所得金額（Dの金額）			控除の種類	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
配偶者の合計所得金額（Eの金額）	38万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者の合計所得金額（Eの金額）	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	0円	0円	0円	

- 注 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	(申告書B第一表㉑欄の金額) 円	F
----------	---------------------	---

○ ここで計算した給与所得金額は、申告書B第一表の所得金額「⑥給与」欄へ転記します。

Fの金額	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円 ～1,618,999円	F - 650,000円 円
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円

Fの金額	給与所得の金額	
1,628,000円 ～1,799,999円	F ÷ 4の金額 (※千円未満の端数は切捨て)	G × 2.4 円
1,800,000円 ～3,599,999円	↓	G × 2.8 - 180,000円 円
3,600,000円 ～6,599,999円	G _____,000円	G × 3.2 - 540,000円 円
6,600,000円 ～9,999,999円	F × 0.9 - 1,200,000円	円
10,000,000円～	F - 2,200,000円	円

参考2

4 公的年金等の雑所得の金額の計算表

公的年金等の雑所得の収入金額	(申告書B第一表㉒欄の金額) 円	H
----------------	---------------------	---

○ ここで計算した公的年金等の雑所得の金額は、申告書B第一表の所得金額「⑦雑」欄へ転記します。

なお、その他の雑所得がある場合は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の10ページをご覧ください。

年齢区分	Hの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和30年1月2日以後に生まれた方	～700,000円	0円
	700,001円 ～1,299,999円	H - 700,000円 円
	1,300,000円 ～4,099,999円	H × 0.75 - 375,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	H × 0.85 - 785,000円 円
	7,700,000円～	H × 0.95 - 1,555,000円 円

年齢区分	Hの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和30年1月1日以前に生まれた方	～1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	H - 1,200,000円 円
	3,300,000円 ～4,099,999円	H × 0.75 - 375,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	H × 0.85 - 785,000円 円
	7,700,000円～	H × 0.95 - 1,555,000円 円

5 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表㉓欄の金額) 円	I
-----------	--------------------	---

(注) 申告書第三表の税金の計算「㉓課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。

Iの金額	J(所得税の税率)	K(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05(5%)	0円	(I × J - K) 円 (申告書第三表㉓欄へ)
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1(10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2(20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23(23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33(33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4(40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45(45%)	4,796,000円	

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付**

が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の37ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、令和元年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和元年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を令和2年3月16日(月)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、令和元年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を令和2年3月16日(月)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。